

アジアの新しい風 Iメイト交流規約 (2021年4月改訂)

1. 定義

正会員と家族会員のうち、アジ風事務局のマッチングを経てアジ風の交流校の学生とメール交換(Iメイト交流)を行っている者を「Iメイト会員」、そのパートナーである学生を「Iメイト学生」と呼ぶ。

2. Iメイト交流の目的

Iメイト交流の第一の目的は相互理解(草の根の文化交流)であり、メールの交換を通して相互の友情を育むことにある。さらに、Iメイト学生の希望に応じて日本語の学習支援を行う。

3. Iメイト交流の方法

Iメイト交流はEメールによる一対一のメール交換を基本とする。ただし、補助手段として、その他の通信ツール(SNSなど)を利用してもよい。

4. 希望者の募集

- 1) アジ風事務局は正会員と家族会員の中からIメイト会員希望者を募る。希望者は、既Iメイト会員あるいは、役員の推薦を得て、コーディネーターからオリエンテーションを受ける。
- 2) 学生の希望者募集は大学側事務局が行う。対象となる学生は、学部の学生のうち教員の推薦を得、かつ募集要項に掲載された「アジアの新しい風」の趣旨を十分理解している者とする。

5. マッチングとIメイト交流の実施

- 1) 大学側事務局は上記の対象となる学生から希望者を募り、アジ風事務局に提出する。アジ風事務局はIメイト会員の希望を訊ねてマッチング作業を行う。マッチングの機会は、年1回、学年の初めに実施するが必要に応じて随時見直すものとする。
- 2) マッチングの結果はIメイト会員に通知し、Iメイト会員が自分のIメイト学生にメールを送って交流が始まる。
- 3) Iメイト学生は1週間以内に自分のIメイト会員にメールを返信する。Iメイト交流開始後の1か月間は毎週メール交換を行うことを原則とする。メール交換が順調に行われるようになった場合は会員、学生相互の自主管理に委ねられるが、その場合でも最低1カ月に1回はEメールまたは他の方法で交流を継続する。
- 4) 学生、会員双方の希望をうまく調整できなかつたり、両者の需給関係に偏りが出たりした場合は大学側事務局とアジ風事務局がそれぞれウエイティングリストを作成・管理して、随時マッチングをする。

6. 日本語の学習支援

Iメイト会員は、Iメイト学生が日本語の添削を希望する場合は積極的に支援する。Iメイト会員が日本語指導に関して質問や相談があるときは、事務局が指名する日本語サポーターから助言を得ることができる。

7. アンケート調査の実施
Iメイト交流が滞りなく行われていることを確認し、その質の向上を図るため、年1回会員と学生双方にアンケート調査を行う。
8. トラブルの防止と解決
 - 1) Iメイト会員および学生は、Iメイト交流において各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントなど)を行わないよう十分注意しなければならない。万一そのような事態が生じたときは、アジ風事務局または大学側事務局のいずれかに報告する。理事会は調査の結果、定款に基づき対処するものとする。
 - 2) その他のコミュニケーション摩擦に対してはアジ風事務局がサポートし、今後のより深い相互理解に役立てる。
9. 会員、学生双方に1年ごとに交流状況を尋ねて、交流が滞っていないか、問題がないかを調査し、もし相応の理由があり、どちらかが希望したら、ペアを解消することができる。またこの場合、ウエイティングリストにより、パートナーチェンジをするか、次年度のマッチングリストに掲載して新パートナーを求めることができる。
10. Iメイト交流の終了
Iメイト学生が交流校の大学院、大学の日本語学部・学科の学生でなくなったとき、あるいは、Iメイト会員がアジ風の正会員・家族会員でなくなったときにIメイト交流は終了する。ただし、卒業後も交流の継続を希望する者は、Iメイト学生 OB/OG の名簿に登録しIメイト活動に役立てる。

以上